

# 都筑小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月3日(月)

改定日 平成30年2月2日(金)

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ○ いじめの定義

法律上「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定められている。

### ○ いじめを防止するための基本理念

本校は、市営地下鉄センター北駅に近く、駅周辺には大きなショッピングセンターが林立している。地域は開発の途上にあり、古くからの地域と新しい地域が共存している。在籍児童の約6割は、新しく開発された大型の集合住宅に在住しているが、地域の新旧を問わず、保護者は、学校の教育活動に協力的で、子どもたちの安全を見守り、いじめや暴力を根絶しようという気運は高い。学校が中心となって、「いじめを見逃さない」、「いじめ・暴力は、決して行ってはいけないこと」という意識を啓発しながら、家庭、地域と連携して、子どもたちを育てていくことが大切である。自分に自信をもち、他との違いを認められる温かい心を育て、いじめを防止することにより、「だれもが安心して、豊かに生活できる学校」の実現をめざしていきたい。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ○ 委員会の構成員

構成員は、学校長・副校長・教務主任・児童支援専任教諭・養護教諭・各学年児童指導担当者(学年主任・特別支援コーディネーター・人権指導担当・特別支援担当を含む)とする。必要に応じて学校カウンセラーや、スクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家の参加を求める。

### ○ 委員会の運営

常設で月一回開催する。いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。校長は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し進捗の管理を行う。

### ○ 委員会の活動内容

#### ・未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを進めるとともに、学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。

#### ・早期発見、事案対処

いじめの相談・通報の窓口を児童支援専任とする。いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有し、いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、担任や一部の教職員で抱えることなく、いじめ防止対策委員会に速やかに報告する。いじめの疑いがあるときは情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

## ・取組の検証

教職員の「いじめ」に対する意識向上のための研修を行うとともに、毎月の職員会議「児童理解」の時間を活用し、全職員での共通理解を図る。取組の検証として 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正し、学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防基本方針の見し(PDCAサイクルの実行を含む。)を行う。

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### ① 未然防止

集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認めあえる人間関係、学校風土をつくるため、豊かな心の育成を目指した道徳教育を推進する。人権教育年間計画に沿った子どもの社会的スキル横浜プログラムを積極的に実施する。ユニバーサルデザインを取り入れ、学習環境を整えるとともに、誰もがわかりやすい授業を目指す。TT、少人数指導の工夫、一部教科担任制を実施し、複数の目で児童を見守る体制をつくる。児童会活動による「全校あいさつ運動」、異学年交流「にこにこ活動」を通して、望ましい人間関係を構築し、自己有用感を高めていけるよう支援する。子ども一人ひとりが健やかな体を育む教育を推進する。「都筑英語村」など、外国語活動を核として、児童のコミュニケーション能力の育成に努める。

### ② いじめの早期発見

いじめは遊びやふざけあいを装って行われるなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを全職員が認識する。いじめを見逃さない定義理解を含む教職員への研修を実施し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持ち、早い段階からの確に関わるようにする。いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報を、学年研や職員会議で収集し、記録、共有する。定期的なアンケートやいじめ一斉キャンペーンを実施する。「学校いじめ防止対策委員会」について児童保護者に周知するとともに、「都筑スタンダード」を活用し、学習・生活規範指導の徹底を図る。携帯電話・スマートフォン・インターネットの正しい使い方等、情報モラル教育を推進することによって、児童・保護者の意識向上に努める。

### ③ いじめに対する措置

いじめを察知した場合にはアンケート調査や聞き取り調査を行い、事実関係を把握していじめであるか否かを判断し、いじめ防止対策委員会を中心に組織的かつ迅速に指導方針を決定し、被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導支援を行う。必要に応じて、警察署等関係機関と連携する。

### ④ いじめの解消

いじめが解消している状態とは「いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの要件が満たされている必要がある。被害児童・保護者への心に寄り添った支援や、関係児童・保護者に対する指導支援を継続的に行う。

### ⑤ 教職員への研修

児童の心理や行為、行動の背景にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な児童理解研修を推進し、法の確実な運用を行うための研修等も併せて行っていく。いじめ防止対策委員会の年間計画をもとに、月一回の児童理解の時間を活用して事例検討会、いじめや自殺についてなどの各種研修を実施する。

## ⑥ 学校運営協議会等の活用

学校運営協議会、中学校区学校・家庭・地域連絡事業、教育懇話会や学校説明会等を通して、情報を収集したり、いじめの問題や学校が抱える課題、児童の現状について理解を深めたりしていくようにする。PTA・おやじの会との協力、地域・町内会行事への積極的な参加により、連携を深めていく。

## ⑦年間計画

月	取組内容
4	年間計画と重点指導内容の確認、引継ぎ・組織分担・新年度児童の情報収集、実態把握・いじめの定義、児童理解研修・教育相談①・教職員へのいじめアンケート
5	各学年児童の実態把握・事例検討・研修計画、教職員へのいじめアンケート
6	各学年児童の実態把握・事例検討・YP アセスメントの研修・実施・情報モラル教育の実施、教職員へのいじめアンケート
7	各学年児童の実態把握・事例検討・横浜こども会議・YP アセスメントをもとにした児童理解研修・教育相談②・教職員へのいじめアンケート
8	
9	夏季休業明け児童の情報収集、実態把握・いじめ防止に関する研修、教職員へのいじめアンケート
10	各学年児童の実態把握・事例検討・傾聴訓練、教職員へのいじめアンケート
11	各学年児童の実態把握・事例検討・横浜こども会議・教職員へのいじめアンケート
12	各学年児童の実態把握・事例検討・人権週間、いじめ防止月間計画実施・いじめ解決一斉キャンペーン、YPアセスメント、学校評価アンケートをもとにした児童理解、面談・教育相談③・教職員へのいじめアンケート
1	各学年児童の実態把握・事例検討・いじめ防止に関する研修・教職員へのいじめアンケート
2	各学年児童の実態把握・事例検討・教職員へのいじめアンケート
3	各学年児童の実態把握・事例検討・年間の振り返り・学級編制等次年度に向けた引き継ぎ、教職員へのいじめアンケート
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時)

## 4 重大事態への対応

### ○ 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

### ○ 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。いじめが犯罪行為にあたりと認められるような場合や、児童の生命、身体財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報するとともに、教育委員会に報告する。「いじめ防止対策委員会を中核にして、迅速に対処するとともに、再発防止に視点を当てた「調査」を実施する。調査結果は教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童や保護者に対して明らかになった事実関係を報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

## 6 その他

必要と認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。